

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第3区分

【発行日】平成26年9月11日(2014.9.11)

【公表番号】特表2013-541425(P2013-541425A)

【公表日】平成25年11月14日(2013.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-062

【出願番号】特願2013-523508(P2013-523508)

【国際特許分類】

B 2 3 Q 17/00 (2006.01)

B 2 3 Q 1/00 (2006.01)

H 0 1 L 51/50 (2006.01)

【F I】

B 2 3 Q 17/00 D

B 2 3 Q 1/00 Z

H 0 5 B 33/14 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年7月25日(2014.7.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

生産機械(12)であって、

少なくとも部分的に当該生産機械(12)を囲むための機械ハウジング(13)と、前記生産機械(12)の少なくとも1つの運転状態を光学的に表示するための運転状態警告灯装置とを備え、

前記運転状態警告灯装置には発光ダイオードとして使用され、警告灯表面(3)有する少なくとも1つの警告灯エレメント(1)が設けられ、

前記警告灯エレメント(1)はキャリア層(8, 13)上に配置され、

前記警告灯エレメント(1)は、警告光を放射し、カソードとアノードである第1及び第2電極(5, 6)間に配置される少なくとも1つの発光層(4)を有し、

前記機械ハウジング(13)は少なくとも前記警告灯エレメント(1)を備え、

前記第1及び第2の電極(5, 6)の電極表面は、前記警告灯エレメント(1)の警告灯表面(3)に相当し

前記第1及び第2の電極(5, 6)の少なくとも1つは透光性又は透明性を有し、前記機械ハウジング(13)の少なくとも一部は、前記警告灯エレメント(1)の前記キャリア層(8)として使用されることを特徴とする、生産機械。

【請求項2】

前記第1及び第2電極(5, 6)は透光性或いは透明性を有することを特徴とする、請求項1に記載の生産機械。

【請求項3】

前記発光層(4)が透明性を有することを特徴とする、請求項1又は請求項2に記載の生産機械。

【請求項4】

前記発光ダイオードは有機発光ダイオードとして使用されることを特徴とする、請求項1～請求項3のいずれか1項に記載の生産機械。

【請求項 5】

前記警告灯エレメント(1)は、第2電極(6)と第3電極間で少なくとも1つの第2発光層を有し、第3電極の電極表面は、前記警告灯エレメント(1)の前記警告灯表面(3)に相当することを特徴とする、請求項1～請求項4のいずれか1項に記載の生産機械。

【請求項 6】

前記第3電極は透光性或いは透明性を有することを特徴とする、請求項5に記載の生産機械。

【請求項 7】

前記警告灯表面(3)及び前記電極表面の少なくとも一方はサイズが少なくとも1m²であることを特徴とする、請求項1～請求項6のいずれか1項に記載の生産機械。

【請求項 8】

前記警告灯表面(3)及び前記電極表面の少なくとも一方は、三次元表面である機械ハウジング表面を有することを特徴とする、請求項1～請求項7のいずれか1項に記載の生産機械。

【請求項 9】

前記警告灯表面(3)及び前記電極表面の少なくとも一方は、構造化された、湾曲させた、或いは、角をつけた機械ハウジング表面を有することを特徴とする、請求項1～請求項7のいずれか1項に記載の生産機械。